第129回自賠責保険審議会一資料5

自賠責保険基準料率改定の届出について

平成 23 年 1 月

## 1. 自賠責保険基準料率改定の内容

#### 今回の料率改定に関する経緯および趣旨

- ① 現行の基準料率は平成20年4月に改定された料率であり、改定時に、平成19契約年度までの累計収支残および平成19年度までの累積運用益を還元することにより、平成20契約年度から24契約年度までの5年間の収支が均衡するように、純保険料率の予定損害率を133.8%として算出された料率となっている。
- ② 平成22年度の料率検証結果では、平成23契約年度の純保険料率の損害率は139.9%となり、予定損害率133.8%と比較して成績の悪化が見込まれる状況となっている。

また、過年度において、後遺障害を中心に前回改定時に想定した以上に支払が増加していることが判明した結果、23契約年度末における 純保険料率の累計収支残高としては4、710億円の赤字が見込まれる状況となっている。

他方、累計収支の赤字を補てんするための財源である運用益積立金の残高は、21年度末時点で4,772億円となっており、22年度以降の発生運用益を勘案しても、24契約年度までの累計収支の赤字を補てんしきれないことが確実である。

③ このため、今回の基準料率の改定では、平成20年4月改定時に設定された平成20契約年度から24契約年度までの5年間を収支均衡期間とする枠組みは維持した上で、純保険料率に関して、今年度の検証結果により前回改定時の見込との乖離が明らかとなった部分につき、これを調整するための水準の引き上げを行うこととする。

なお、今回、上記のように前回改定時に定めた収支均衡期間の満了前に、前倒しで純保険料率の引上げ改定を実施することとなるが、これは、前回改定時に予定していた本来の料率水準に戻すための料率改定を25年度に行う際に、契約者の保険料負担が急激に増加することを緩和することを目的としている。

#### (1) 純保険料率の算定

平成23契約年度の純保険料率収支を基準とし、全自賠責事業者の累計収支残・累積運用益を勘案することにより改定する。

- ・最新の損害率(平成22年度料率検証結果による)平成23契約年度損害率 139.9%(全車種合計)
- ・累計収支残(全自賠責事業者分)の償却 平成22契約年度までの全自賠責事業者の累計収支残△2,323億円を平成23~24契約年度の2年間で償却する。

#### ・累積運用益(全自賠責事業者分)の還元

平成22年度までの全自賠責事業者の累積運用益5,044億円を平成23~24契約年度の2年間で還元する。

## (2) 社費の算定

平成20年4月基準料率改定において算出した社費を据置くこととする。

### (3) 代理店手数料の算定

平成20年4月基準料率改定において算出した代理店手数料を据置くこととする。

### (4) 賦課金率

純賦課金率、付加賦課金率ともに据置きとする。

### (5) 改定の実施日

基準料率の改定実施日は、平成23年4月1日とする。

## 2. 基準料率の改定率計算

	項    目	
	A. 平成23契約年度収入純保険料	5,979億円
平成23契約年度の収支	B. 平成23契約年度支払保険金	8,366億円
一十成23矢が十及の収入	C. 損 害 率 (B÷A)	139.9%
	D. 純保険料率収支調整による改定率	39.9%
	E. 平成22契約年度までの累計収支残(赤字額)	△ 2,323億円
累計収支残の償却	F. 平成23~24契約年度収入純保険料	11,959億円
	G. 累計収支残の償却による改定率	19.4%
	H. 平成22年度までの累積運用益	5,044億円
累積運用益の還元	I. 平成23~24契約年度収入純保険料	11,959億円
	J. 累積運用益の還元による改定率	△ 42.2 %
	K. 純保険料率改定率(D+G+J)	17.2%
基準料率改定率	L. 社 費 改 定 率	0.0%
	M. 代理店手数料改定率	0.0%
	N. 合計 (K×0.679+L×0.244+M×0.077)	11.7%

(注1) 上表の値は、すべての車種、地域および保険期間を合計した値である。

(注2) 合計(N)欄の算式中の数値(0.679、0.244、0.077)は、平成20年4月実施基準料率における純保険料率、 社費、代理店手数料の割合である。

(注3) 平成23年4月基準料率改定後の純保険料率の予定損害率は、119.4% (=  $\frac{139.9\%}{100.0\%+17.2\%}$  ) となる。

## (注4) 契約1件当り社費

		営 業 費	損害調査費	計
事業	人件費	円 2,362	円1,246	円 3,608
費	物 件 費	961	3 5 2	1, 313
その他	1の事業費	3 1 0	1 1 7	4 2 7
支 出	社 費 計	3, 633	1, 715	5, 348
黒字	還元分	△ 164	△ 93	△ 257
改	定 社 費	3, 469	1, 622	5, 091

- ※ 上記の改定社費は、以下の前提により求めている。
- (ア) 平成20年4月改定時に算出した社費(12か月契約)を据置いた。
- (イ) 上記(ア)に基づいて求めた車種、地域および保険期間別の社費を当時の契約構成により 平均した。

## (注5) 契約1件当り代理店手数料

1,600円

## 3. 車種別純保険料率改定率

(単位:%)

			(平圧・/0)
			【参考】改定後
車種	平成23契約年度 車種別損害率	車種別純保険料率 改 定 率	車種別予定損害率
(注1)	A	(注2) B	С
営業用乗合自動車	153.2	28.3	119.4
自家用乗合自動車	132.6	11.0	119.4
営業用乗用自動車	1 4 8. 5	24.4	119.4
自家用乗用自動車	138.5	16.0	119.4
普通貨物自動車	1 2 2. 6	2. 7	119.4
小型貨物自動車	153.9	28.9	119.4
軽自動車 (検査対象車)	147.2	23.3	119.4
小型二輪自動車	131.3	9. 9	119.4
軽自動車 (検査対象外車)	142.9	19.7	119.4
原動機付自転車	141.3	18.3	119.4
そ の 他	130.7	9. 5	119.4
合計	139.9	17.2	1 1 9 . 4

- (注1)保険成績を安定的に把握するためには、大数の法則を満たす十分なデータ量を確保する必要があるため、 11車種区分に統合して車種別損害率を算出している。
- (注2) 車種別純保険料率改定率 (B) 欄は、平成23年度車種別損害率 (A) 欄を基に、改定後の車種別予定損害率 (C) 欄が同一 (119.4%) となるように算出している。
- (例) 自家用乗用自動車の改定後の純保険料率の予定損害率は、119.4%(=  $\frac{138.5\%}{100.0\%+16.0\%}$ )となる。

# 4. 改定基準料率表

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。) に適用する基準料率

	1	1	1	(単位:円、%)
車種	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
	A	В	C = B - A	$D = C \div A \times 100$
乗合自動車及び営業用	43, 650	53, 870	10, 220	23. 4
けん引旅客自動車自家用	13, 080	13, 840	760	5.8
A	94, 330	114, 490	20, 160	21. 4
営業用乗用自動車	75, 180	91, 010	15, 830	21. 1
C C	57, 480	69, 310	11, 830	20.6
D	24, 300	28, 650	4, 350	17.9
自 家 用 乗 用 自 動 車	13, 850	15, 110	1, 260	9. 1
け 普 最大積載量が2トンを超えるもの	49, 040	49, 550	510	1.0
引 貨 当 乗 用 最大積載量が2トン以下のもの	34, 230	34, 570	340	1.0
け 普 通 貨 普 及 物 通び 自 動 自 家 用 自 家 用 自 家 用	35, 260	35, 620	360	1.0
東 単 最大積載量が2トン以下のもの	23, 920	24, 150	230	1.0
小型貨物自動車及び営業用	19, 420	23, 300	3, 880	20.0
けん引小型貨物自動車 自 家 用	12, 250	14, 190	1, 940	15.8
小型二輪自動車	9, 280	9, 640	360	3. 9
軽 自 動 車 検査対象車	12,090	13, 600	1,510	12.5
検査対象外車	8, 620	9, 260	640	7. 4
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	7, 930	8, 150	220	2.8
緊 急 自 動 車	6, 870	7, 010	140	2.0
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	12, 370	12, 950	580	4.7
品	7, 790	8, 010	220	2.8
動	7, 790	8, 010	220	2.8
車 単 対 検査対象外車	7, 790	8,000	210	2.7
特霊きゅう自動車	7, 270	7, 440	170	2.3
種数習用自動車	7, 270	7, 440	170	2.3
用	17,720	18, 720	1,000	5. 6
小型二輪自動車	10, 190	10, 590	400	3. 9
動   如 本 土   検 査 対 象 車	10, 190	10, 590	400	3. 9
車 他 軽 目 虭 単 検査対象外車	10, 200	10,600	400	3.9
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2
*************************************	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2
被 け ん 引 軽 自 動 車 検査対象外車	5, 100	5, 110	10	0.2
原動機付自転車	6, 960	7, 280	320	4.6

<sup>(</sup>注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

# (2) 離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率

		-1 -1-15 NO 1-1 1 :	-t -t	(単位:円、%)
車種	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
	A	В	C = B - A	$D = C \div A \times 100$
乗合自動車及び営業用	15, 170	17, 840	2,670	17. 6
けん引旅客自動車自家用	13, 080	13, 840	760	5.8
営業用乗用自動車	17, 810	20, 680	2,870	16. 1
個 人	16, 660	19, 280	2, 620	15. 7
自 家 用 乗 用 自 動 車	6, 660	6, 880	220	3. 3
け 普	20, 180	20, 360	180	0.9
貨費普及物 最大積載量が2トン以下のもの	13, 790	13, 890	100	0. 7
世業用   最大積載量が2トンを超えるもの   最大積載量が2トンを超えるもの   最大積載量が2トン以下のもの   最大積載量が2トンを超えるもの   最大積載量が2トンと超えるもの   最大積載量が2トン以下のもの	20, 180	20, 360	180	0.9
	13, 790	13, 890	100	0.7
小型貨物自動車及び営業用	7, 040	7, 580	540	7. 7
けん引小型貨物自動車 自 家 用	7, 040	7, 580	540	7. 7
小型 二輪 自動車	6, 380	6, 490	110	1.7
軽 自 動 車 検査対象車	6, 100	6, 320	220	3. 6
程 日 勤 早 検査対象外車	5, 600	5, 680	80	1.4
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5, 210	5, 220	10	0.2
緊 急 自 動 車	5, 240	5, 250	10	0.2
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5, 300	5, 310	10	0.2
出自 小型二輪自動車	5, 300	5, 310	10	0.2
動 軽 自 動 車 検査対象車	5, 300	5, 310	10	0. 2
車 単 日 動 単 検査対象外車	5, 300	5, 320	20	0.4
特霊きゅう自動車	5, 110	5, 110	0	0.0
種 教 習 用 自 動 車	5, 110	5, 110	0	0.0
用 金 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6, 120	6, 200	80	1. 3
	5, 150	5, 160	10	0.2
動   おままま   検査対象車	5, 150	5, 160	10	0.2
車 他 軽 目 動 単 検査対象外車	5, 140	5, 140	0	0.0
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2
地	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2
被 け ん 引 軽 自 動 車 検査対象外車	5, 100	5, 110	10	0. 2
原動機付自転車	5, 210	5, 220	10	0.2

<sup>(</sup>注)本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

# (3)沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率

			用石井洲的赤	ユム r ナーサング かいしった	74. H MT	(単位:円、%)
車	重種		現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
	t		A	В	C = B - A	$D = C \div A \times 100$
	車及び	営 業 用	31, 380	38, 340	6, 960	22. 2
けん引旅客	自動車	自 家 用	13, 080	13, 840	760	5.8
営業 用乗用	自 動 車	個人を除く	53, 470	64, 400	10, 930	20. 4
		個 人	24, 300	28, 650	4, 350	17. 9
自 家 用	乗用	自 動 車	8, 010	8, 440	430	5. 4
りが、選ば、営業用		2トンを超えるもの	14, 710	14, 820	110	0.7
貨幣		2トン以下のもの	14, 710	14, 820	110	0.7
びん 質物自動車 営業用 自動車 自家用	最大積載量が	2トンを超えるもの	14, 710	14, 820	110	0. 7
	l	2トン以下のもの	14,710	14, 820	110	0.7
· ·	動車及び	営 業 用	7, 820	8, 560	740	9. 5
けん引小型貨		自 家 用	7, 820	8, 560	740	9. 5
小 型 二	輪	動 車	5, 280	5, 290	10	0.2
軽自	動車	検査対象車	8,010	8, 440	430	5. 4
12. 1	30 4	検査対象外車	5, 280	5, 290	10	0. 2
大型特殊自動	車及び小雪	型特殊自動車	5, 890	5, 950	60	1.0
緊 急	自	動車	6, 780	6, 910	130	1.9
		軽自動車を除く)	6,810	6, 950	140	2. 1
品 小 型	二輪	自 動 車	5, 280	5, 290	10	0. 2
動軽自	動車	検査対象車	5, 280	5, 290	10	0. 2
車	期 毕	検査対象外車	5, 280	5, 290	10	0.2
特霊き		自 動 車	6, 400	6, 500	100	1.6
種教	图 用	自 動 車	6, 400	6, 500	100	1.6
用途そ	三輪以上の自動	力車(軽自動車を除く)	8,670	8, 960	290	3. 3
	小型二	輪自動車	8, 210	8, 450	240	2. 9
動	軽自動車	検査対象車	8, 210	8, 450	240	2. 9
車	世 日 勁 毕	検査対象外車	8, 210	8, 460	250	3. 0
被けん引自動車	車 (被けん引車	軽自動車を除く)	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2
被けん引軽	自 動 車	検査対象車	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2
	日	検査対象外車	5, 100	5, 110	10	0.2
原 動 機	付自	自 転 車	5, 210	5, 220	10	0.2

<sup>(</sup>注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

# (4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

		and the life and the life	-1 . [ 1] . 201 . [ ]		(単位:円、%)
車	種	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
		A	В	C = B - A	$D = C \div A \times 100$
	及び営業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	17, 840	2,670	17. 6
けん引旅客自	動車自家月	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13, 840	760	5.8
営業用乗用自	動車個人を除く	17,810	20, 680	2,870	16. 1
	個	16,660	19, 280	2,620	15. 7
自 家 用 乗		6,660	6, 880	220	3. 3
け、普しん。選集用	大積載量が2トンを超えるもの	,	14, 620	110	0.8
は	大積載量が2トン以下のもの	13, 790	13, 890	100	0. 7
り 通び自 最大 最大 自動 動自家用 また	大積載量が2トンを超えるもの	14, 510	14, 620	110	0.8
車車目が川最大	大積載量が2トン以下のも	13, 790	13, 890	100	0.7
小型貨物自動車		-	7, 560	530	7. 5
けん引小型貨物自		7,030	7, 560	530	7. 5
小 型 二	輪 自 動 耳	5, 280	5, 290	10	0. 2
  軽  自  動	<sub>車</sub> 検査対象 I	5,440	5, 520	80	1.5
在 日 勤	検査対象外重	5, 260	5, 290	30	0.6
大型特殊自動車及	び小型特殊自動車	5, 210	5, 220	10	0. 2
緊 急	自 動 耳	5, 240	5, 250	10	0. 2
	自動車(軽自動車を除く	5, 300	5, 310	10	0. 2
品 小型 二	二輪自動耳	5, 250	5, 270	20	0.4
	動 車 検査対象 重	5, 250	5, 270	20	0.4
車	検査対象外耳	5, 250	5, 260	10	0. 2
	ゅう 自動 耳	5, 110	5, 110	0	0.0
種 教 習	用 自 動 耳	5, 110	5, 110	0	0.0
用を手を	以上の自動車(軽自動車を除く)	5, 440	5, 470	30	0.6
	型二輪自動車	5, 150	5, 160	10	0. 2
動	検査対象	5, 150	5, 160	10	0. 2
車 他 軽 目	検査対象外重	5, 140	5, 140	0	0.0
被けん引自動車(	被けん引軽自動車を除く)	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2
被けん引軽自	動車検査対象車	5,090	5, 080	△ 10	△ 0.2
	動 単 検査対象外 I	5, 100	5, 110	10	0.2
原 動 機	付 自 転 耳	5, 210	5, 220	10	0.2

<sup>(</sup>注) 本表は12か月契約の場合の基準料率であり、それ以外の保険期間の契約の基準料率は本表の基準料率に基づき算出するものとする。

## 5. 保険期間別改定基準料率表

離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率

(単位:円、%)

									位:円、%)				
車	種	現 行	改 定		1	現行	<u>4 か月 (</u> 改 定				改定		)
中	但	基準料率	基準料率	改定額	改定率	基準料率	基準料率	改定額	改定率	基準料率	基準料率	改定額	改定率
		A	В	C = B - A	$D = C \div A$	Е	F	G = F - E	$H = G \div E$	I	J	K = J - I	$L = K \div I$
	営 業 用	43, 650	53, 870	10, 220	23.4								
けん引旅客自動車	自 家 用	13, 080	13, 840	760	5.8								
	A	94, 330	114, 490	20, 160	21.4								
	В	75, 180	91, 010	15, 830	21.1								
百米川木川日勤早	С	57, 480	69, 310	11,830	20.6								
	D	24, 300	28, 650	4, 350	17.9								
自 家 用 乗 用	自 動 車	13, 850	15, 110	1, 260	9. 1	22, 470	24, 950	2, 480	11.0	30, 910	34, 600	3, 690	11.9
サ 営 最大積載量が2	2トンを超えるもの	49, 040	49, 550	510	1.0	92, 160	93, 170	1,010	1. 1				
選通及 選	2トン以下のもの	34, 230	34, 570	340	1.0	62, 830	63, 500	670	1. 1				
自動車 B 最大積載量が2	2トンを超えるもの	35, 260	35, 620	360	1.0	64,850	65, 580	730	1.1				
	2トン以下のもの	23, 920	24, 150	230	1.0	42, 400	42,850	450	1.1				
7	営 業 用	19, 420	23, 300	3, 880	20.0	33, 500	41, 180	7, 680	22.9				
けん引小型貨物自動車	自 家 用	12, 250	14, 190	1, 940	15.8	19, 290	23, 130	3, 840	19.9				
小 型 二 輪	自 動 車	9, 280	9,640	360	3.9	13, 400	14, 110	710	5. 3	17, 450	18, 500	1,050	6.0
軽自動車	検査対象車	12, 090	13,600	1,510	12.5	18, 980	21,970	2, 990	15.8	25, 730	30, 170	4, 440	17.3
	検査対象外車	8,620	9, 260	640	7.4	12,080	13, 350	1, 270	10.5	15, 470	17, 350	1,880	12. 2
大型特殊自動車及び小	型特殊自動車	7, 930	8, 150	220	2.8	10, 730	11, 170	440	4. 1				
緊 急 自	動車	6,870	7,010	140	2.0	8,630	8,910	280	3.2	10, 350	10, 770	420	4. 1
商 三輪以上の自動車	車(軽自動車を除く)	12, 370	12, 950	580	4.7								
小型二輪	自 動 車	7, 790	8,010	220	2.8								
動軽自動車	検査対象車	7, 790	8,010	220	2.8								
車車車	検査対象外車	7, 790	8,000	210	2.7								
特霊きゅう	自動車	7, 270	7, 440	170	2.3	9, 430	9,770	340	3.6				
種教習用	自 動 車	7, 270	7, 440	170	2.3	9, 430	9,770	340	3.6				
用 三輪以上の自	動車(軽自動車を除く)	17, 720	18, 720	1,000	5.6	30, 130	32, 100	1, 970	6. 5				
1 日の 小型二	輪自動車	10, 190	10, 590	400	3.9	15, 210	16, 010	800	5. 3	20, 130	21, 310	1, 180	5. 9
動	検査対象車	10, 190	10, 590	400	3.9	15, 210	16, 010	800	5. 3				
車 他 軽目動車	検査対象外車	10, 200	10,600	400	3.9	15, 200	16,000	800	5. 3	20, 110	21, 300	1, 190	5. 9
被けん引自動車(被けん引	軽自動車除く)	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2	5, 120	5, 100	△ 20	△ 0.4				
	検査対象車	5, 090	5, 080	△ 10	△ 0.2	5, 120	5, 100	△ 20	△ 0.4				
被けん引軽自動車	検査対象外車	5, 100	5, 110	10	0.2	5, 110	5, 120	10	0.2	5, 120	5, 140	20	0.4
原 動 機 付	自 転 車	6, 960	7, 280	320	4.6	8, 790	9, 420	630	7. 2	10, 580	11,520	940	8.9

(注)保険期間が1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で計算して割引いている。